

<介護慰労金関係Q&A>

番号	項目	質問内容	回答	備考
1-1	慰労金 申請	慰労金の申請は、法人単位で行わなければならないか。	慰労金の申請にあたっては、原則として法人単位で各事業所分をとりまとめて申請してください。 なお、複数の事業所を運営している法人が事業所単位で申請することも認めますが、その場合でも慰労金受給職員一覧表（別記第5号様式）は法人単位でとりまとめた上で申請してください。	
1-2	慰労金 申請	慰労金の支給について、介護・医療・障害福祉を兼務する職員の重複申請をした場合はどうなるか。	慰労金の受給を希望する職員は、代理受領委任状を法人に提出する必要があるが、その中で当該職員が二重申請をしていないこと、二重申請が明らかとなった場合は返納義務があることを誓約していただくこととしているため、各職員にあつては重複申請しないようご留意願いたい。 また、重複申請が確認できた場合は、当該法人からの申請に係る慰労金の支給が遅れることをご理解いただくとともに、重複申請がないようご留意ください。	
1-3	慰労金 申請	訪問看護ステーションのように介護と医療の双方の指定を受けている場合、慰労金については、医療分と介護分のどちらの対象になるか。	二重給付とならなければ、どちらから申請しても差し支えありません。	
1-4	慰労金 申請	同一法人内で、特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者住宅と指定訪問介護事業所を運営している。 この場合、特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサ高住に勤務している従事者に対する慰労金は県へ、指定訪問介護事業所に勤務している従事者に対する慰労金は国保連へ申請するのか。	原則として、 指定事業所分は国保連（データ）及び県（書面）へ、指定を受けていない事業所分は県（データ及び書面）へ申請をしてください。 なお、 兼務している職員がいる場合は重複申請にならないよう留意してください。 左記のように、指定を受けている事業と指定を受けていない事業を両方運営している場合は、指定を受けている事業及び指定を受けていない事業のどちらも県へ申請（書面及びデータ）をしてください。	7/31更新
1-5	慰労金 申請	特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサ高住などは国保連合会ではなく県へ申請することとなっているが、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合で、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員もおり、当該職員も支給対象となるような場合は、国保連合会への申請対象事業所と考えればよいか。	お見込みのとおりです。	
1-6	慰労金 申請	退職した者が県外に転出した（又は県をまたいで通勤していた）場合、個人からの申請をする場合の申請先はどこか。 例）勤務していた介護施設が和歌山県にあり、退職後大阪府へ引っ越したような場合や、大阪府から和歌山県内の介護施設に通勤していた場合	退職した者が個人で申請する場合は、勤務していた介護施設が所在する都道府県へ申請をしてくださいお願いします。 ※左記の例の場合は和歌山県へ申請してください	
1-7	慰労金 申請	退職した者に対して、介護サービス事業所・施設側から慰労金の対象になることを知らせないといけないのか。	退職者と連絡がつく場合は可能な限り周知にご協力をお願いします。	
1-8	慰労金 申請	退職者からの給付申請にあたっては、原則として当該退職者が勤務していた介護事業所等から勤務期間の証明を取得することになっているが、当該退職者が勤務していた介護事業所等においても当該証明書の写しをとっておく必要はあるか。	勤務期間の証明については、申請者及び事業所において写しを取っておく等、それぞれが適切に保管してください。	

<介護慰労金関係Q&A>

番号	項目	質問内容	回答	備考
1-9	慰労金 申請	派遣会社を通して介護保険事業所で勤務していた者が個人申請を行う場合、該当期間に在職していたことの証明は、どこから取得し、誰が保管すればよいか。	在籍の証明については、個人申請を行う者が、派遣会社又は派遣先の事業所から取得し、派遣先事業所及び申請者それぞれが保管してください。	
1-10	慰労金 申請	派遣労働者や業務受託者の労働者が慰労金の支給対象となる場合、委託元である介護事業所等の法人が慰労金を申請するという考え方で良いか。	慰労金の申請は、慰労金の対象となる介護サービス事業所・施設等が行うこととなるので、派遣労働者や業務受託者の労働者が現に勤務する介護事業所等から申請することとなります。	
1-11	慰労金 申請	個人申請にあたって、必ず過去に在籍していた事業所・施設等における勤務期間等の証明を取得しなければならないか。	個人用申請書に勤務期間等を証明する箇所がありますので、必ず対象期間に在籍していた事業所・施設等に記載・押印していただいた上で、申請をしてください。なお、個人申請を行う方から対象期間に在籍した事業所・施設等に依頼をしてください。	
1-12	慰労金 申請	法人単位での申請とされているが、都道府県をまたいで勤務している者については、勤務地が所在する都道府県が支給するのか。	重複して申請しないことが前提となりますが、慰労金を申請する介護事業所等が所在する都道府県が支給します。	
1-13	慰労金 申請	市町村が地域包括支援センターの運営を委託している場合は、受託先事業者を申請者とすべきか。	受託している事業者からの申請も認めます。	
1-14	慰労金 申請	市町村直営の事業所等で、適当な勘定科目がないなど予算措置等の関係から代理受領が行えない場合はどうすればよいか。	左記のような場合は、個人申請となるが、市町村直営の事業所等で全ての職員分の個人用申請書を取りまとめた上で、県へ申請してください。	
2-1	慰労金 対象事業	養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホームについて、（介護予防）特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合でも、支給の対象となるか。	お見込みのとおりです。	
2-2	慰労金 対象事業	現に運営されており実態として有料老人ホームに該当する施設のうち、①設置届の書類提出はあるものの不備等で補完が完了していない施設、②設置届の書類提出も行っていない施設についても実態として有料老人ホームに該当して運営していることから、支給の対象となるか。	設置届を提出しており、有料老人ホームとして運営している施設が支給対象となります。	
2-3	慰労金 対象事業	サービス付き高齢者向け住宅も対象となっているが、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅も含めて全て対象となるという認識でよいか。	登録しているサービス付き高齢者住宅が対象となります。	
2-4	慰労金 対象事業	慰労金支給事業は、医療みなし指定の事業所も含まれるのか。	医療保険及び介護保険両方の指定（みなし指定を含む）を受けている事業所であっても、介護従事者として慰労金の支給が必要な場合には、介護事業所としての申請が可能となります。 なお、同一の職員が介護と医療の両方から慰労金を受け取ることができませんのでご注意ください。 また、重複申請があった場合は当該法人（事業所）への慰労金の支給が遅くなる場合がありますので併せてご注意ください。	

<介護慰労金関係Q&A>

番号	項目	質問内容	回答	備考
2-5	慰労金 対象事業	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所職員も対象になるか。	指定を受けて介護予防・生活支援サービスを実施している場合は「介護サービス事業所・施設等」に含まれるため対象となります。 一方で、指定でない形（委託や補助）で介護予防・生活支援サービス事業を実施している場合は原則として支給対象ではありませんが、緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて事業を継続していた場合は指定でない形（委託や補助）であっても支給対象となります。 なお、市町村からの要請については特段の形式を問いません。	7/31更新
3-1	慰労金 対象経費	慰労金を事業所から各個人に振り込む際の振込手数料は補助対象となるか。	各事業所における職員個人への慰労金の振込手数料は、慰労金の金額に加えて一括して申請してください（別記第4号様式に記載箇所があります）。	
4-1	慰労金 対象期間	令和2年7月1日以降に「患者又は濃厚接触者に対応」（訪問系の場合）又は「患者又は濃厚接触者が発生」（それ以外の場合）した場合は、20万円の支給対象となるか。	支給対象期間については、始期は各都道府県で異なるものの、終期については全国統一で令和2年6月30日となっています。 和歌山県の場合、支給対象期間は、令和2年2月13日から令和2年6月30日までの間となるため、7月1日以降に陽性者又は濃厚接触者に対応等した場合においては20万円の支給対象とはなりません。	
4-2	慰労金 対象期間	令和2年2月13日より令和2年6月30日までの間に延べ10日以上勤務していることが支給対象者の条件となっているが、「患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」も同様に令和2年6月30日までを想定しているか。	お見込みのとおり、令和2年6月30日までとなります。	
4-3	慰労金 対象期間	「感染症患者又は濃厚接触者」の終期はいつまでとなるのか。入院措置等の解除日までとなるのか。また、濃厚接触者の終期についてはどのように整理すればいいのか。	感染症患者の終期は、当該患者が退院基準、宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たす等により、感染の疑いがないと判断された時となります。 濃厚接触者の終期は、基本的には最終曝露日から14日間の健康観察期間が終わった時ですが、濃厚接触者かどうかを確認した結果、濃厚接触者であると確認できない場合は濃厚接触者ではないとして取り扱ってください。	
4-4	慰労金 対象期間	慰労金について、いつ時点の事業所が対象になるか。 （令和2年4月1日以降に休止、廃止した事業所も対象となるのか。）	慰労金に係る新規事業所又は廃止事業所の取扱いについては、事業所の新規・廃止にかかわらず、対象期間に勤務実績があり支給要件を満たす職員は支給対象となります。 なお、廃止した事業所において対象期間に勤務実績があり、支給要件を満たす職員は個人で申請をしてください。	
5-1	慰労金 支給対象者	介護サービス事業所等に勤務する職員が医療機関や障害福祉サービス事業所等に勤務する場合でも1人につき1回に限るとされているが、介護・医療・障害福祉のいずれで給付を受けるのかは、法人（職員）の判断によることで良いか。	各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1ヶ所から申請を行うこととなります。	
5-2	慰労金 支給対象者	医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限るとあるが、「みなし事業所」や兼務の医師については医療と介護で重複して支給は受けられないという解釈で良いか。	お見込みのとおりです。重複受給はできません。	

<介護慰労金関係Q&A>

番号	項目	質問内容	回答	備考
5-3	慰労金 支給対象者	利用者と接する職員とは、職種で判断するのではなく、事務員等でも臨時的に利用者に接する業務を行った場合は対象となるか。 また、その臨時的対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象と考えてよいか。	お見込みのとおりです。 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。 利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。 また、利用者との接触する日が1日でもあれば対象となります。 ただし、居宅療養管理指導事業所の職員及び特定福祉用具販売の福祉用具相談専門員については、居宅療養管理指導や特定福祉用具販売のサービスを提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上あれば当該職員は対象となります。	
5-4	慰労金 支給対象者	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」の趣旨は、どのような業務内容を指すのか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。 継続して提供とは、一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば対象として差し支えありません。	
5-5	慰労金 支給対象者	「利用者との接触を伴い」かつ「継続している提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員が対象とされているが、以下の職員も対象に認められるのか。 例) 清掃等の受託契約で従事する者、食事介助や洗濯等のボランティア	派遣労働者、業務受託者であっても支給要件に該当すれば支給対象となります。ただし、ボランティアや研修の一環として業務を行っている者は対象ではありません。	
5-6	慰労金 支給対象者	「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下に係る判断は法人（事業所）においてなされるのか。	最終的には県で判断しますが、一義的には事業所、施設において判断をお願いします。 なお、要件に該当した者を排除することは認められません。	
5-7	慰労金 支給対象者	居宅療養管理指導（みなし指定を含む。）のサービスを提供した場合、当該事業所において利用者と接した薬剤師だけでなく、その他の職員も慰労金の対象となるということよいか。	居宅療養管理指導事業所の職員として、「利用者と接する」必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上あれば当該職員は対象となります。	
5-8	慰労金 支給対象者	生活支援ハウスの職員は慰労金の対象となるか。	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）については、公的な仕組みとして位置付けているとともに、1人暮らしに不安がある高齢者に対して住まいを提供して生活支援を行うものであることから、他の居住系サービスと同様に取扱い、慰労金の対象となります。 なお、感染症対策支援事業、個別再開支援助成事業、利用者への再開支援事業及び再開環境整備助成事業は対象外となります。	
5-9	慰労金 支給対象者	特定福祉用具販売の福祉用具専門相談員は慰労金の対象になるのか。	原則として福祉用具相談専門員が、特定福祉用具販売の業務として、10日以上、利用者の居宅へ訪問をして利用者に接した場合は、慰労金の対象となります。 なお、感染症対策支援事業、個別再開支援助成事業、利用者への再開支援事業及び再開環境整備助成事業は対象外となります。	

<介護慰労金関係Q&A>

番号	項目	質問内容	回答	備考
5-10	慰労金 支給対象者	訪問介護事業所等の事務員等は対象に含まれるか。	訪問介護事業所等において、事務員等が感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。 なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなります。	
5-11	慰労金 支給対象者	施設等の厨房、清掃や送迎の職員は対象に含まれるか。 対象施設等に併設された法人本部職員が、利用者と接している場合には対象に含まれるか。	支給対象は職種で区分していませんので、左記の職員も利用者に接する業務を行っていた場合は支給対象となります。	
5-12	慰労金 支給対象者	介護予防・生活支援サービス事業の第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業及び第1号介護予防支援事業の事業所に勤務し、利用者と接する職員で支給要件に該当する職員も対象になるか。	原則として、介護予防・生活支援サービス事業の指定サービスとして実施されていれば支給の対象となります。	
5-13	慰労金 支給対象者	レンタル用具返却の消毒洗浄作業のみにかかわる者で利用者と接触しない者は対象となるのか。	利用者と接触する職員でない場合は対象となりません。	
5-14	慰労金 支給対象者	「派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。」とあるが、施設と直接契約関係のない保険販売員や飲料販売業者等については対象外と考えてよいか。	お見込みのとおりです。事業所・施設と直接契約関係の無い業者は対象となりません。	
5-15	慰労金 支給対象者	慰労金の支援対象者は「介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者」が要件の一つとなっているが、日を跨ぐ夜勤勤務は2日間とカウントするということでしょうか。 例) 4月10日17時から4月11日9時までの夜勤	慰労金支給に係る勤務日のカウントについては、夜勤により日をまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超える場合は2日として算定して差し支えありません。 なお、同一日に複数回シフトに入る場合は、同一日であるため1日とカウントします。	
5-16	慰労金 支給対象者	慰労金の支給対象は、介護サービス事業所・施設等において勤務した日が通算して10日以上とありますが、例えば、介護施設に5日、障がい者施設に5日勤務した場合は、支給の対象となるか。	介護事業所・施設等と障害福祉サービス事業所・施設等との勤務日を合算して差し支えありません。	
5-17	慰労金 支給対象者	慰労金の支給要件（期間内に10日以上勤務した者）について、同日に介護施設と障害者施設に勤務した場合は、2日間勤務したとみなされますか。	同一日であれば、1日とカウントします。	
5-18	慰労金 支給対象者	介護サービス事業所・施設等で通算して10以上の勤務について、1日当たりの勤務時間の長短は問わないという理解で良いか。	1日当たりの勤務時間の長短は問いません。	
5-19	慰労金 支給対象者	和歌山県の場合は令和2年2月13日から6月30日までの間に「介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者」とあるが、例えば、7月1日以降に入職し、申請までの間にクラスター等が発生した場合で「利用者との接触を伴う」業務に従事した職員は、支給対象とならないのか。	お見込みのとおりです。対象となりません。	

<介護慰労金関係Q&A>

番号	項目	質問内容	回答	備考
6-1	慰労金 陽性（濃厚接触者）	例えば、特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスのすべてについて感染者が発生した事業所に区分できると考えてよいか。	同一空間を共有している併設事業所は、全てに感染者が発生した事業所と取り扱って差し支えありません。	
6-2	慰労金 陽性（濃厚接触者）	慰労金の20万円の対象範囲について、病院内に介護事業所が併設している場合、その介護事業所の利用者において感染者・濃厚接触者は発生していないが、病院として感染者・濃厚接触者を受け入れている場合、20万円の支給対象となるのか。	医療機関と同一空間を共有する併設の介護事業所の場合は、感染者、濃厚接触者に対応した医療機関と同様の取扱として差し支えありません。	
6-3	慰労金 陽性（濃厚接触者）	介護事業所等の職員のみ新型コロナウイルス感染症患者となった場合（利用者・入所者に感染者は出ていない。）、当該事業所・施設等に勤務して、利用者と接する職員（罹患した職員及びその他の職員）は20万円支給対象となるのか。	感染者又は濃厚接触者である者は「利用者」に限られるため、利用者に感染者又は濃厚接触者がいない場合は20万円の対象とはなりません。	
6-4	慰労金 陽性（濃厚接触者）	20万円支給対象職員に関しては、感染者・濃厚接触者発生日以降とあるが、発生日とはどの日を指しているのか。	感染者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日となります。	
6-5	慰労金 陽性（濃厚接触者）	「濃厚接触者」には、「濃厚接触者として認定されていないが、保健所指導でPCR検査を受け自宅待機を要請された者」は含まないと解してよいか。	含みません。	
6-6	慰労金 陽性（濃厚接触者）	感染者が発生した介護施設・事業所においては、感染者発生時点の前に退職していた職員を含めて20万円の支給対象となるのか。	20万円の要件となるには感染者発生以降に勤務する必要があります。	
6-7	慰労金 陽性（濃厚接触者）	次の場合、給付額は20万円になると解釈してよいか。 4月20日 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者発生 5月20日 当該事業所の利用者はすべて完治（退院） 6月1日 職員を採用 （6月30日までに10日以上勤務し、利用者と接触） 上記の際の6月1日採用職員の給付額について	20万円の給付額となります。	
6-8	慰労金 陽性（濃厚接触者）	以下のとおり訪問入浴サービスを提供した場合、給付額は20万円になると解釈してよろしいでしょうか。 5月20日 利用者にサービス提供（家族の感染情報なく、濃厚接触者と認識せずにサービスを提供） 5月21日 利用者の家族の陽性を確認（発症日：5月14日） 5月24日 利用者の陽性を確認（無症状）	5月20日以前に利用者自身が「濃厚接触者」に該当する者であれば、給付額は20万円となります（サービス提供時点で「濃厚接触者」に該当しなければなりません）。	
6-9	慰労金 陽性（濃厚接触者）	「濃厚接触者である利用者に対応した」とあるが、濃厚接触者の定義は何か。	まず、濃厚接触者であるかは保健所が判断します。 保健所等から濃厚接触者の情報が得られない場合について、以下の全てに該当した場合は、対象として差し支えありません。 ①濃厚接触者である利用者に保健所から連絡が入る ②濃厚接触者である利用者が、保健所から自身が濃厚接触者であることの連絡があったことについて、事業所に報告 ③事業所がそれを認識した上でサービスを提供	

<介護慰労金関係Q&A>

番号	項目	質問内容	回答	備考
6-10	慰労金	陽性（濃厚接触者） 利用者に新型コロナウイルス感染症が発症又は濃厚接触者である利用者に対応した職員は一人20万円とされているが、通所リハで、利用者の家族が新型コロナウイルス感染症であり、利用者が濃厚接触者であった場合、その事業所の職員は、一人20万円の対象となるのか。 また、入所者が入院後に陽性反応が出た場合は、20万円の対象となるのか。	通所リハのケースは、当該利用者が濃厚接触者である期間にサービスを利用した場合は、その利用日以降に勤務した職員は20万円の支給対象となる。 入所のケースは、感染者は症状が出た日を基準とするため、入所中に症状が出ていれば、入院後に陽性となった場合も20万円の対象となる。	
7-1	慰労金	支払 県からの交付決定通知を待たずに、事業者負担により慰労金交付決定額と同額の支払いを先に行うことは可能か。	先行して職員に慰労金の支給をした後に、慰労金の代理申請を行うことも可能です。	
7-2	慰労金	支払 慰労金は給与と同時に支払ってもよいか。	慰労金は非課税所得となりますので、給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないよう留意してください。 また、給与でないため、社会保険料の天引き等もできません。	
7-3	慰労金	支払 派遣労働者や業務受託労働者に対する慰労金の支給は、派遣先事業所からの支給か、派遣先事業所から派遣会社を経由しての支給か。	職員への慰労金支給方法は、派遣先事業所と派遣会社・受託会社の調整によりどちらからでも差し支えありません。 ただし、慰労金の振込手数料は介護事業所が負担する分までが助成対象となります。	